

第4章

取り組みの推進

基本方針ごとに、数値目標を設定し、具体的な取り組み内容を示します。



第1節 取り組みの体系

本計画では、望ましい環境像「みんなで育て 未来へつなぐ 環境先進都市・三島～人や自然にやさしいエコガーデンをめざして～」を実現するために五つの基本方針を設定しています。それぞれの基本方針の下に、取り組みの方向や取り組みの方針、取り組みの内容を掲載しています。

基本方針Ⅰ 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり 【地球環境】

再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー型の活動への転換、交通や緑地対策などによる低炭素都市づくりにより、地球温暖化やエネルギー対策を推進します。また、ごみの減量や資源化、ごみの適正処理を進めることで、資源循環型社会の構築を目指します。これらの取り組みを推進することにより、低炭素なまちづくりを進めていきます。

基本方針Ⅱ 自然共生社会に向けたまちづくり 【自然環境】

湧水や地下水などの監視や地下浸透の促進、節水など水の適正な利用、河川の保全・管理などにより、本市の貴重な水資源を保全します。また、森林や農地、里地里山の持つ環境面の多面的機能を今後も維持するため、保全と管理を進めていきます。更に、これらの水資源や森林・農地・里地里山がもたらす生物多様性について調査や広報を行うとともに、動植物の保護や管理、自然とのふれあいの場所や機会づくりを行います。これらの取り組みを推進することにより、自然との共生を目指していきます。

基本方針Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり 【生活環境】

大気環境、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染、有害物質などの監視を行うとともに、発生源への対策を行うことにより、公害の発生や苦情を未然に防ぎます。日常生活や事業活動などから生じる、様々な環境への負荷を限りなく低減していくことにより、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

基本方針Ⅳ 快適な環境に向けたまちづくり 【都市環境】

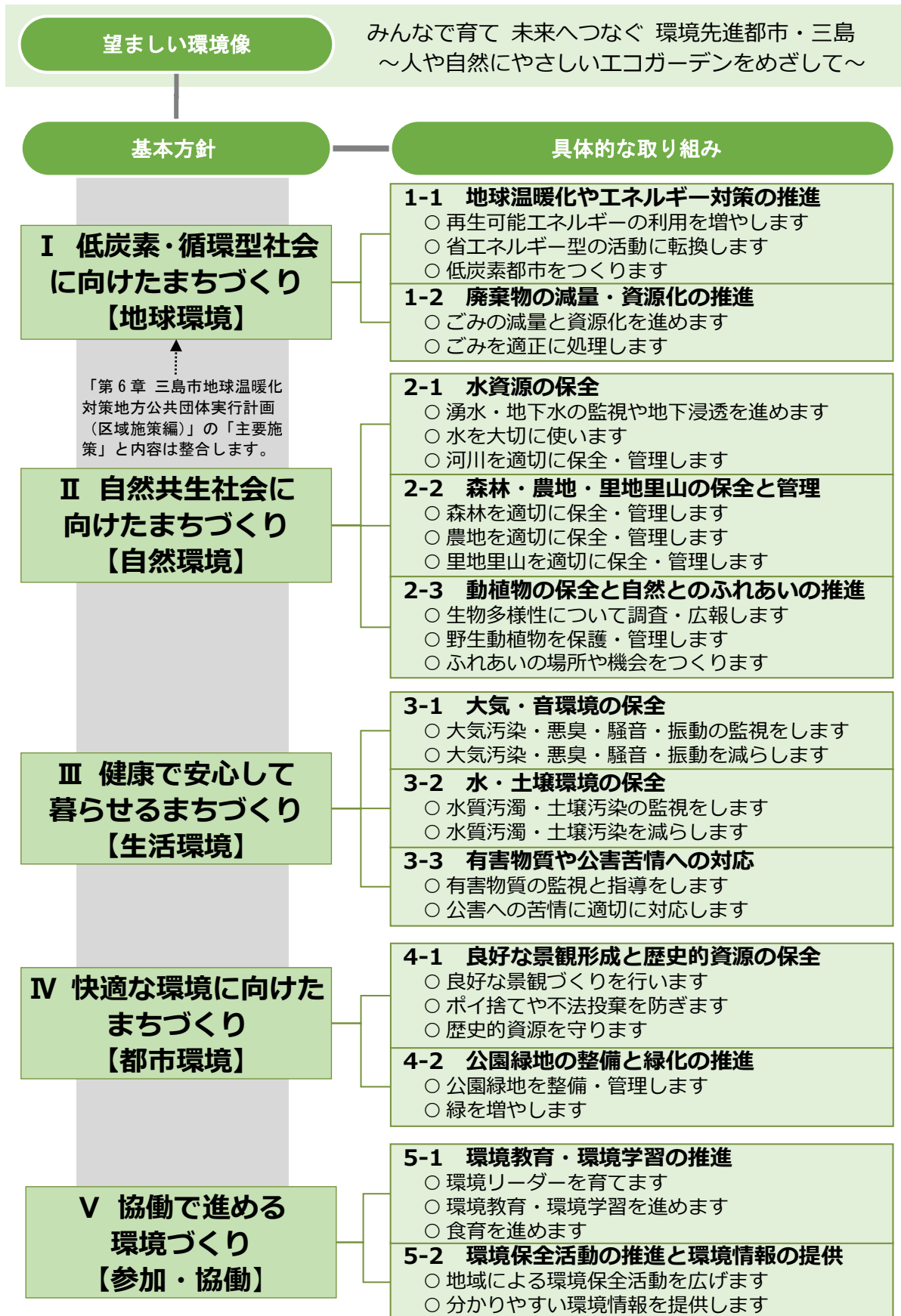
良好な景観づくり、ポイ捨てや不法投棄の防止、歴史的資源の保護などにより、見た目にも美しい景観形成や長い歴史を持つ本市が有する歴史的資源の保全を図ります。また、公園緑地の整備や管理、緑化の推進により、市内に緑を増やしていきます。

基本方針Ⅴ 協働で進める環境づくり 【参加・協働】

環境リーダーの育成や体系的な環境教育・環境学習の推進、食育の推進などにより、市内全体に環境に対する保全意識を高め、自発的な行動に誘導していきます。また、地域による環境保全活動を広げていくとともに、分かりやすい環境情報を提供することにより、市内の環境保全活動を活発化させ、市民や事業者の参加や協働を進めていきます。



【第2次三島市環境基本計画の体系】



「第6章 三島市地球温暖化
対策地方公共団体実行計画
(区域施策編)」の「主要施
策」と内容は整合します。



第2節 具体的な取り組み

●基本方針

I 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり

1-1 地球温暖化やエネルギー対策の推進

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
市全体からの温室効果ガス排出量	632.9 千 t-CO ₂ (H24)	550.3 千 t-CO ₂ (H32)	市全体から排出される温室効果ガスの総量
市の事務事業からの温室効果ガス排出量	26.9 千 t-CO ₂	25.5 千 t-CO ₂	市の事務事業から排出される温室効果ガスの総量
新エネルギー等導入件数	2,208 件	3,900 件	新エネルギー設備の導入助成を利用した件数(H12からの累計)
コミュニティバスの年間利用者数	167,337 人	178,000 人	コミュニティバスの利用者数
エコアクション 21 認証取得事業所数	26 件	32 件	エコアクション 21 の認証取得事業所数 (H22からの累計)

●市の取り組み

1 再生可能エネルギーの利用を増やします

- 住宅や事業所における太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池システム、蓄電池システムなどの導入奨励・支援の検討を行います。
- 公共施設への太陽光発電システム、蓄電池システムなどの導入を推進します。
- 廃食用油の回収や廃食用油により精製したバイオディーゼル燃料の公用車などへの活用を図ります。
- 下水汚泥、生ごみ及び剪定枝などのバイオマス資源の利活用の調査・研究を推進します。
- 再生可能エネルギー全般に関する調査や情報提供・普及啓発を行います。

2 省エネルギー型の活動に転換します

- 省エネナビや HEMS(ホームエネルギー管理システム)・BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入促進、ストップ温暖化推進員などによる省エネルギー診断・相談の実施などにより、エネルギーの「見える化」を推進します。
- 高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器など)、高効率照明(LED照明など)、高効率家電(冷蔵庫・エアコン・テレビ)などの省エネルギー型設備の普及促進を図ります。
- 高気密・高断熱な次世代省エネルギー基準を満たす建物の普及啓発を行います。
- 建築物省エネ法に基づく届出制度、静岡県建築物環境配慮制度(CASBEE 静岡)、ESCO 事業、中小工場の省エネルギー改修支援など、各種制度の普及啓発を行い、建物全体の総合的な省エネルギー化を促進します。
- 公共施設への省エネルギー設備の導入を推進します。
- 公用車には低公害車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車、低燃費・低排出ガス認定車)の導入を進めます。
- 自動車による環境負荷の低減を図るため、エコドライブ講習会やエコエコデー(自動車・バイクによる通勤の自粛)を実施します。



- 健康をまちづくりの中核に位置付ける「スマートウエルネスみしま」を推進し、ウォーキングルートの設定、リサイクル自転車を利用したレンタサイクルなどを行い、徒歩や自転車の利用しやすい環境整備を行います。
- 市として環境マネジメントシステムによる環境改善活動に取り組むほか、市民へのエコパートナー制度の推進、事業者への環境マネジメントシステム（エコアクション 21）導入支援を行います。

3 低炭素都市をつくります

- 国道や県道の整備促進及び市道の整備のほか、狭あい道路の解消などにより、円滑で安全な道路や歩道の整備を推進します。
- 交通事業者への働き掛けや交通需要施策の推進、移動円滑化のためのバリアフリー化の推進などにより、公共交通機関の円滑化・利便性向上などを図ります。
- コミュニティバスの運行や生活交通バス路線の維持、超低床ノンステップバスの導入支援、鉄道駅を発着するバス路線の充実などにより、バス機能の充実に努めます。
- 自然と共生する低炭素なまちを実現するモデル地区の誘致や、都市計画マスタープランとの連携により、低炭素なまちづくりを行います。

● 市民・事業者の取り組み（例）

	市民	事業者
◇ 住宅や事業所への太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池システム、蓄電池システムなど、新エネルギーの導入を推進します。	●	●
◇ 市が行っている廃食用油の回収を利用し、バイオディーゼル燃料の精製に協力します。	●	●
◇ 省エネナビや HEMS・BEMS の導入、ストップ温暖化推進員などによる省エネルギー診断・相談を利用して、エネルギーの「見える化」をします。	●	●
◇ 高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器など）や高効率照明（LED 照明など）、高効率家電（冷蔵庫・エアコン・テレビなど）など省エネルギー機器を導入します。	●	●
◇ 建築物省エネ法に基づく届け出制度の順守や ESCO 事業の導入、静岡県建築物環境配慮制度（CASBEE 静岡）の順守などにより、建物全体の総合的な省エネルギー化を図ります。		●
◇ 建物の新築及び改築時には、高气密・高断熱な次世代省エネルギー基準を満たす建物を選びます。	●	●
◇ 車の新規購入や買い替え時には、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車など）を選ぶようにします。	●	●
◇ アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心掛けるなどのエコドライブを実践します。	●	●
◇ バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用するとともに自転車や徒歩による移動を心掛け、エコエコデー（自動車やバイクによる通勤の自粛）に協力します。	●	●
◇ エコパートナー制度やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、家庭や事業所でできる環境に配慮した活動を実践します。	●	●
◇ 家庭や事業所の敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを積極的に行います。	●	●



●基本方針

I 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり

1-2 廃棄物の減量・資源化の推進

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
市民1人1日当たりのごみ排出量	1,009g/人・日	943g/人・日以下	市民1人が1日に出すごみの排出量
一般廃棄物リサイクル率	15.0%	25.0%	ごみの排出量のうち、リサイクルされた資源ごみの割合

●市の取り組み

1 ごみの減量と資源化を進めます

- 一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)に沿って計画的なごみの減量・資源化を推進します。
- コンポスト・ぼかし容器の無償貸与及びダンボールコンポストの販売のほか、生ごみ減量・堆肥化システムの調査・研究を行います。
- 食材の使い切りや食べ残し無し等の食品ロスの削減に係る啓発活動を推進します。
- 剪定枝のチップ化による利用の促進を図ります。
- 買物袋持参運動の推進やレジ袋使用量削減協力店認定制度の啓発などにより、環境にやさしい消費者(グリーンコンシューマー)の育成を図ります。
- 平成28年4月に生活系持ち込みごみを有料化したため、今後は、市民との協働で更なるごみ減量化の取り組みを進め、その削減効果を検証するなかで、指定ごみ袋への処理手数料の上乗せについて検討を行います。
- 平成28年4月に事業系ごみ処理手数料を改訂したため、今後は、周辺自治体とのバランスを考慮しながら、ごみ処理原価を基本とした定期的な手数料の見直しを推進します。
- フリーマーケットの開催や不用品活用バンクの活用により、生活用品の再利用を促進します。
- ミックス古紙等の分別及び衣類や廃食用油、小型家電等の拠点回収について周知徹底を図り、資源の有効利用を推進します。
- プラスチック製容器包装等の分別品目の拡大について、収集運搬や中間処理にかかる費用、資源化の効果や施設への影響等、多面的な観点から検討を行います。
- ごみの資源化の推進や行政回収による収集費用の削減を図るため、資源ごみ回収団体への報奨金の交付等を行い、資源ごみの集団回収を推進します。
- 廃棄物の資源化を推進するため、各種リサイクル法に基づく廃棄物の適正処理を推進します。
- 出前講座やわかりやすい広報誌の発行等により、三島市のごみ処理の現状や課題及びごみの減量や資源化について市民や事業者の意識啓発に努め、理解と協力を求めます。
- ごみ減量アドバイザーや環境美化推進員の協力により、ごみの減量や資源化に向けた周知啓発活動の強化を図ります。
- 特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)について、分別解体及び再資源化などを促進するため、建設リサイクル法に基づく指導を行います。



2 ごみを適正に処理します

- ごみ処理の効率化を図るため、環境美化推進員や自治会・町内会等の協力のもと、適正なごみ集積所の配置や維持管理、適正な分別排出の徹底・強化に努めます。
- 定期的なごみ検査の実施や、多量排出事業者に対する指導等、事業系ごみの適正区分・適正処理や減量化に向けた取り組みを進めます。
- 県内で本市だけが採用している、少量排出事業者が無料でごみ集積所を利用し、市が収集運搬する制度の見直しに向け検討を進めます。
- ごみ処理施設について計画的な点検を行うとともに、長寿命化のための適切な更新や修繕を行い、安定した施設の稼働に努めます。
- 最終処分場を適正に管理し、焼却灰の外部搬出等により延命化を図りながら、新たな施設整備に向けた検討を進めます。
- ごみ焼却灰などの資源化活用の調査・研究を進めます。
- ごみ処理広域化の方向性について調査・研究を進めます。

● 市民・事業者の取り組み（例）

	市民	事業者
◇ 調理くずや食べ残しなど食品ロスを減らすことにより、生ごみの減量化に努めます。	●	●
◇ コンポストや生ごみ処理機を使用した生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化などを実践します。	●	●
◇ レジ袋の有料化、エコバッグ等の持参、包装類の簡素化やバラ売り、リターナブル容器入りの商品などの利用促進により、容器包装の排出を抑制します。	●	●
◇ 資源ごみの集団回収や店頭回収に参加・協力します。	●	●
◇ フリーマーケットや不用品活用バンクなどを活用し、まだ使えるものの有効利用を図ります。	●	
◇ 環境美化推進員や自治会・町内会活動への理解と協力を行い、適切なおごみの分別や適正なごみ集積所の管理に努めます。	●	●
◇ ごみの減量と再資源化を徹底し、ごみ処理施設や最終処分場の延命化に協力します。	●	●
◇ ミックス古紙等の分別や衣類、廃食用油、小型家電等の拠点回収に協力します。	●	
◇ 各種リサイクル法に基づく廃棄物の適正処理を実践します。	●	●
◇ 事業系活動に伴う事業系ごみの適正区分・適正処理の徹底を図ります。		●



●基本方針

Ⅱ 自然共生社会に向けたまちづくり

2-1 水資源の保全

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
市民1人1日当たりの水道使用量	389L/人	365L/人	市民1人が1日に使う平均水道使用量
雨水利用施設設置基数	982基	1,168基	市が助成した雨水利用施設の導入台数 (H4からの累計)

※この水道使用量は、事業場を含む全配水量を給水人口で割って算出した値です。

●市の取り組み

1 湧水・地下水の監視や地下浸透を進めます

- 黄瀬川地域地下水利用対策協議会への参加や各種調査の実施などにより、広域的な連携による地下水保全対策を推進します。
- 湧水や地下水の量や水位について監視するとともに、水資源のPRを行います。
- 森の小さなダムづくりなどの推進により、水源涵養能力を向上させます。
- 雨水浸透・貯留施設への補助や透水性舗装の推進などにより、地下水を保全します。

2 水を大切に使います

- 節水コマの無償配布、節水機器(節水トイレ・節水シャワーヘッドなど)への補助の検討、節水イベントや広報などにより、節水意識の啓発を行います。
- 水道施設の耐震化や更新、適正な維持管理により、安心して飲めるおいしい水を安定して供給します。

3 河川を適切に保全・管理します

- 多自然川づくりなど、動植物が生息・生育しやすい川づくりを行います。
- 河川の改良・維持管理を図ります。

●市民・事業者の取り組み(例)

- ◇ 湧水や地下水の現状に関心を持ち、今後も維持できるよう協力します。
- ◇ 森の小さなダムづくりなど、水源涵養のための活動に参加します。
- ◇ 節水コマや節水機器(節水トイレ・節水シャワーヘッドなど)などにより節水を徹底するとともに、雨水浸透・貯留施設の設置を進めます。
- ◇ 工場などで使用する洗浄水や冷却水の再利用に努めます。

市民	事業者
●	●
●	●
●	●
	●



●基本方針

Ⅱ 自然共生社会に向けたまちづくり

2-2 森林・農地・里地里山の保全と管理

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
市などが実施する 間伐面積	1,335ha	1,450ha	三島市森林整備計画で間伐を行った森林面積 (S56からの累計)
農用地利用集積面積	61.2ha	68ha	耕作放棄地を含む農用地を利用集積した面積
認定農業者数	110人	121人	認定農業者数
耕作放棄地再生面積	775a	1,315a	再生作業事業を行った面積 (H22からの累計)

●市の取り組み

1 森林を適切に保全・管理します

- 健全な森林の保全と育成を進めるため、間伐や林道の整備を推進します。
- 森林所有者の森林に対する知識の向上を図るとともに、森林ボランティアの育成及び拡大を図ります。

2 農地を適切に保全・管理します

- 土地改良事業や農業用施設の維持管理など、農業・農村基盤整備を推進します。
- 優良農用地や畑作圃場の土壌保全、農地・水・農村環境の保全向上に寄与する活動の支援などにより、農地の保全を図ります。
- 農業経営の改善支援やエコファーマーの育成など、意欲ある担い手の確保と育成を図ります。
- 耕作放棄地の再利用を図り、農地を有効活用します。
- 地場野菜などの地産地消拡大のため、学校給食での使用推進や各種イベントなどでの販売支援、ブランド野菜などを活用した特産品づくりなどを行います。

3 里地里山を適切に保全・管理します

- 地域の里地里山の保全のため、環境整備や放置竹林の自然林化などを推進します。
- 山田川市民農園などの維持管理や山田川グリーンツーリズム研究会への支援などにより、山田川自然の里の保全と利用促進を図ります。

●市民・事業者の取り組み（例）

	市民	事業者
◇ 人工林の間伐や植林・育林を進めるとともに、森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加します。	●	●
◇ 市民農園の利用、農地・水・農村環境保全向上活動への参加により、耕作放棄地の再生利用に協力します。	●	●
◇ 地場野菜などを積極的に購入することにより、地産地消や旬産旬消を進めて地域の農業を守ります。	●	●



●基本方針

Ⅱ 自然共生社会に向けたまちづくり

2-3 動植物の保全と自然とのふれあいの推進

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
水生生物観察会参加者数	161人 (H25～H27の平均)	200人	源兵衛川や夏梅木川で開催する水生生物観察会の参加人数
箱根の里自然体験学習参加者数	2,713人	3,000人	箱根の里主催の自然体験学習参加者数

●市の取り組み

1 生物多様性について調査・広報します

- 自然環境基礎調査を定期的を実施し、その成果について、希少生物が生息する地域での開発計画等での利用、小学生向け環境読本への記載等により、生物多様性の保全や普及啓発を行います。
- 生物多様性地域戦略の策定の検討を行います。

2 野生動植物を保護・管理します

- ふるさとの保存木や桜の名所など、貴重な緑を大切に保護・保存します。
- 鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の保護や、有害鳥獣に対する対策を推進します。
- 特定外来生物の調査・監視の実施や外来生物法の意識啓発を行います。

3 ふれあいの場所や機会をつくります

- 源兵衛川や大場川、清住緑地など水辺の緑地や街路樹などを適正に管理します。
- ウォーキングの開催、キャンペーン事業による回遊ルートのPRなど、中心市街地の水辺やアメニティを活用し、PRを図ります。
- 箱根の里や楽寿園などで、自然を生かした観察会や体験学習を行います。

●市民・事業者の取り組み（例）

	市民	事業者
◇ 地域の自然や動植物、生物多様性に関心を持ち、ふるさと保存木や桜の名所など、貴重な緑の保全に協力します。	●	●
◇ 外来生物への意識を高めて調査・監視に協力するとともに、外来生物法を順守して飼育・栽培・保管・運搬・輸入などは行いません。	●	●
◇ 森林体験などの場の提供や機会を設けます。		●
◇ 中心市街地の水辺や緑地、楽寿園などを活用するとともに、維持管理に協力します。	●	●



●基本方針

Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

3-1 大気・音環境の保全

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
大気汚染に係る環境基準達成率 (SO ₂ , NO ₂ , CO, SPM)	100%	100%	大気汚染物質 4 物質の環境基準を達成している地点の割合
環境騒音の環境基準達成率	100%	100%	環境騒音の環境基準を達成している地点の割合

●市の取り組み

1 大気汚染・悪臭・騒音・振動の監視をします

- 測定局や測定項目の見直しを行うとともに、定期的に大気汚染物質の測定・監視を行います。
- 光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合、また、微小粒子状物質の注意基幹情報が発表された場合は、直ちに学校、福祉施設などに情報提供を行うとともに、広く市民向けに同報無線などによる周知を行います。
- 定期的に一般環境中の騒音測定、自動車交通騒音の測定などを実施します。
- 苦情などに対応し、適宜、騒音、悪臭の測定・監視を行います。
- 酸性雨の状況について常時観測を行います。

2 大気汚染・悪臭・騒音・振動を減らします

- 大気汚染や悪臭、騒音・振動に関する苦情に対し、速やかに対応するとともに、発生源には県と連携した立入調査などの適切な指導を行います。
- 低騒音（排水性）の道路舗装の導入など、防音・防振設備の導入を推進します。
- 悪臭低減のための家畜舎の消毒薬剤への補助、堆肥や排水処理施設などの適正管理を促進します。

●市民・事業者の取り組み（例）

	市民	事業者
◇ 大気汚染や悪臭、騒音・振動に対する規制を順守するとともに、発生源への立ち入り調査に協力します。		●
◇ ボイラーなど燃焼機器の効率的な使用や適正管理を行い、定期的に濃度を測定して現状を自主的に把握します。		●
◇ 建設工事などにおける粉じんや騒音・振動などの発生を最小限に抑えます。		●
◇ 生活騒音などによる近隣騒音の防止に努めます。	●	●
◇ 家畜ふん尿の再資源化や家畜ふん尿の悪臭を低減させる飼料などの利用、適正な汚水処理を行うなど、環境に配慮した畜産を推進します。		●



●基本方針

Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

3-2 水・土壌環境の保全

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
大場川塚本橋のBOD年間平均値	1.1mg/L (H25～H27の平均)	1.1mg/L以下	大場川の塚本橋で測定したBODの年間平均値
公共下水道処理人口普及率	81.6%	85.6%	行政人口に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合
生活排水処理率	84.1%	88.4%	行政人口に対する公共下水道や合併処理浄化槽などにより生活排水処理をしている人口の割合

●市の取り組み

1 水質汚濁・土壌汚染の監視をします

- 定期的に河川や地下水の水質調査を実施します。
- 土壌汚染の防止と土壌汚染地域の監視・指導を実施します。

2 水質汚濁・土壌汚染を減らします

- 水質汚濁に関する情報に速やかに対応し、水質汚濁発生源の調査・指導を行います。
- 水質汚濁発生源には、県と連携した立入調査などの適正な指導を行います。
- 公共下水道を計画的に整備するとともに、広報などによる啓発や接続改造費の資金融資の斡旋及び利子補給、未接続世帯への個別指導により、速やかな下水道への接続を推進します。
- 合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置に対する補助を行います。
- 終末処理場や衛生プラントの適正な維持・管理に努めます。
- 減農薬や低化学肥料などを進める環境保全型農業を支援します。

●市民・事業者の取り組み（例）

- ◇ 土壌に対する規制を順守するとともに、土壌が汚染されないような対策を事前に行います。
- ◇ 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◇ 事業所排水の浄化を徹底するとともに、規制を順守します。
- ◇ 環境保全型農業の推進や減農薬・低化学肥料などによる農産物の生産・購入に努めます。

市民	事業者
	●
●	
	●
●	●



●基本方針

Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

3-3 有害物質や公害苦情への対応

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率 (大気、水質、底質、土壌)	100%	100%	ダイオキシン類の環境基準を達成している地点の割合
公害苦情件数	106 件 (H25～H27 の平均)	100 件	市に寄せられる公害などの苦情・相談件数(年間)

●市の取り組み

1 有害物質の監視と指導をします

- 定期的にダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質の濃度を測定し、監視を実施します。
- 焼却施設や油・化学物質の流出などの発生源に対して、国・県と連携した立入調査や指導などを行います。
- 清掃センター焼却施設について、排出されるダイオキシン類の測定を行うとともに、より厳しい自主基準値に基づく運転管理を行います。
- 放射線量や放射性物質の濃度について必要に応じ測定を行い、結果を公表します。
- 建材や家具などから発散するホルムアルデヒドやVOC（トルエン、キシレンなど揮発性の有機化合物）による室内空気汚染の被害を防止するため、建築基準法に基づく指導を行います。
- 吹き付けアスベストによる健康被害を防止するため、建築基準法に基づく指導を行います。また、吹き付けアスベストの除去などにより飛散防止を図ります。

2 公害への苦情に適切に対応します

- 公害に関する苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適正な指導を行います。
- マナーを無視した喫煙者に対する苦情が増えていることから、路上喫煙防止条例により、市民・観光客などへの啓蒙・指導を推進します。

●市民・事業者の取り組み（例）

	市民	事業者
◇ ダイオキシン類に対する規制を順守し、小型焼却炉による焼却や野焼き行為を自粛します。	●	●
◇ PRTR 法を順守して化学物質の適正管理を行うとともに、外因性内分泌攪乱化学物質など人体や生態系などへの有害性が疑われるものについては、製品などへの使用を控えます。		●
◇ 公害が発生しないように努め、万一、発生した場合は、被害が拡大しないよう、速やかに対応します。	●	●



●基本方針

IV 快適な環境に向けたまちづくり

4-1 良好な景観形成と歴史的資源の保全

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
「景観(自然風景・街並み)の美しさ」に関する市民の満足度	55.2%	60.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合
電線類地中化整備延長	4,360m	5,260m	電線類地中化の整備延長の距離(H15からの累計、既成延長含む)
指定文化財の件数	86件	88件	国・県・市の指定文化財件数
郷土資料館入館者数	59,395人	60,000人	郷土資料館の入館者数(年間)

●市の取り組み

1 良好な景観づくりを行います

- 景観形成基本計画・景観計画に沿った施策や取り組みを推進します。
- 電線類地中化などにより、快適な都市空間を確保する環境整備を推進します。
- 景観形成に寄与する民間の建築物や、景観形成に功績があると認められる活動を行った個人・団体に対して、三島市景観賞の表彰を行います。
- 大規模建築物などの景観誘導や指定地区内の景観形成への助成を行います。
- 眺望地点の指定・整備や景観重要樹木・景観重要公共施設などの指定を行います。
- 自転車駐輪場の利用を促進するとともに、放置禁止区域における放置自転車の撤去、街頭での駐輪指導を徹底するなど、駐輪マナーの向上を図ります。
- 屋外広告物への規制・誘導、違反広告物の撤去などを行い、美観・風致の維持を図ります。

2 ポイ捨てや不法投棄を防ぎます

- 路上喫煙防止に係る条例の周知・徹底により、たばこの吸い殻の散乱を防止します。
- 統一美化キャンペーンの開催などにより、ごみのポイ捨て禁止や不法投棄防止の周知啓発を図ります。
- 街中の道路・河川などのごみゼロ大作戦やごみ拾いツアーの実施などにより、美観の維持を図ります。
- 不法投棄監視員などによる巡回パトロールを実施し、不法投棄の未然防止及び早期発見を図るとともに、発見した不法投棄物は適正な処理を行います。

3 歴史的資源を守ります

- 郷土の歴史的資源を保護・保存・活用するとともに、将来の世代へと伝承していくため、平成28年度に国の認定を受けた「三島市歴史的風致維持向上計画」に位置付けた諸事業を推進していきます。



- 文化財の調査・発掘や地域の歴史的な遺産を文化財に指定・登録することなどにより、文化財の保護・保存・活用を行います。
- 郷土資料館の展示機能の充実を図るなど、文化財の環境整備と活用を図ります。

●市民・事業者の取り組み（例）

	市民	事業者
◇ 店舗や看板・広告塔などは、屋外広告物の規制を順守し、周辺の自然環境や景観・街並みと調和するように、色や形、配置などに配慮します。		●
◇ 事業所敷地内やその周辺の緑化・美化に努め、都市景観の向上に努めます。		●
◇ たばこの路上喫煙やポイ捨て、駐輪マナーやモラルの徹底を図るとともに、市などで行うごみ拾いツアーに参加し、美観の維持に協力します。	●	●
◇ 不法投棄の監視や発見、情報提供に協力します。	●	●
◇ 郷土の伝統行事や祭りなどを大切にするとともに、文化財の保護や活用、PRに協力します。	●	●
◇ 工事の実施前における埋蔵文化財の調査や保護・保存などに協力します。		●



国による「三島市歴史的風致維持向上計画」の認定

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

本法に基づき、三島市の歴史的風致維持向上計画（通称：歴史まちづくり計画）が平成28年10月3日付けで国に認定されました。この計画では、重要文化財「三嶋大社」、名勝「楽寿園」及び史跡「山中城跡」等と、三嶋大社例大祭、市街地のせせらぎ等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、三嶋大社や歴史的建造物の保全、山中城跡の整備活用、地域文化財啓発事業等が位置づけられています。静岡県内では初の認定であり、認定される対象資源は、寺社や城跡などの建造物が一般的ですが、本市は市街地の清流が認められた全国的にも珍しいケースとなります。

この認定を受けまして、まちなみと人々の活動が一体となって情緒や風情のある市街地環境を形成するなど、本市特有の歴史的風致を維持・向上させることにより、都市としての品格をさらに高め、特色ある地域づくりを図ります。



●基本方針

IV 快適な環境に向けたまちづくり

4-2 公園緑地の整備と緑化の推進

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
都市公園の開設済み面積	38.61ha	55.68ha	市で開設した都市公園の総面積
1人当たりの都市公園面積	3.46 m ² /人	5.11 m ² /人	市民1人当たりの都市公園面積
楽寿園入園者数	281,509人	300,000人	楽寿園の入園者数(年間)
緑のカーテン用種子配布件数	3,444件	3,750件	緑のカーテン用種子を配布した件数

●市の取り組み

1 公園緑地を整備・管理します

- 楽寿園を始めとする公園や緑地などを適正に管理します。
- 間伐材を利用した公園施設の設置及び保守を行います。

2 緑を増やします

- 緑の基本計画に沿った緑の保全や緑化の推進を図ります。
- 水と緑と花にあふれるガーデンシティを形成します。
- 生け垣づくりや屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン、コミュニティガーデンづくり、幼稚園などの園庭の芝生化を推進するとともに、街路樹や地域の花壇などを適正管理します。
- 遊休地や休閒地の公共花壇や緑地などとしての活用を推進します。

●市民・事業者の取り組み（例）

- ◇ マナーを守って公園緑地を利用します。
- ◇ 地域の公園・緑地の整備や管理にボランティアとして参加します。
- ◇ 遊休地や休閒地を公共花壇や緑地として活用できるように協力します。
- ◇ 家庭や事業所の敷地内の生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを積極的に行い、水と緑と花にあふれるガーデンシティづくりに協力します。

市民	事業者
●	
●	●
	●
●	●



●基本方針

V 協働で進める環境づくり

5-1 環境教育・環境学習の推進

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
環境リーダー育成人数	1,594 人	2,080 人	市民を対象とした環境教育に参加した人数(H12 からの累計)
環境出前講座開催件数	18 件	24 件	環境ボランティアや市によって開催された環境出前講座の開催件数

●市の取り組み

1 環境リーダーを育てます

- 小学生及び中学生環境リーダー、高校生以上のエコリーダーの育成などにより、学校や家庭・地域で活躍する環境リーダーの充実を図ります。
- ストップ温暖化推進員へのスキルアップ研修の実施などにより、温暖化防止活動の向上を図ります。

2 環境教育・環境学習を進めます

- 保育園や幼稚園、小・中学校における環境教育を推進します。
- 保育園や幼稚園、小・中学校に手づくりの環境教育教材や環境読本などを配布し、環境学習に役立てます。
- 河川水生生物観察会などの自然観察会を実施します。
- 環境保全講演会、公民館や子育て支援センターでの環境講座などの開催により、市民や事業者が環境学習に参加できる機会の充実を図ります。

3 食育を進めます

- 食育基本条例及び食育基本計画に基づき、保育園や幼稚園、小・中学校での食育教室や団体対象の食育出前講座、食育に関するイベントの実施、エコ料理の普及及び食品ロス削減の啓発などにより、総合的に食育を推進します。

●市民・事業者の取り組み（例）

	市民	事業者
◇ 保育園や幼稚園、小・中学校が進める環境教育について理解・協力するとともに、新たな環境教育教材について提案します。	●	●
◇ 環境学習に参加する機会があった時は、積極的に参加します。	●	●
◇ 食育に関するイベントに積極的に参加するとともに、家庭・職場・学校などで食育について考え、実践します。	●	●



●基本方針

V 協働で進める環境づくり

5-2 環境保全活動の推進と環境情報の提供

●数値目標

指標名	現状値 (H27)	最終目標 (H33)	指標の説明
清掃奉仕活動・環境講演会参加人数	1,267人 (H24～H26の平均)	1,250人	市、環境保全団体が実施する河川清掃や講演会などへの参加者数(年間)

●市の取り組み

1 地域による環境保全活動を広げます

- 環境ボランティア団体やNPO、事業者のCSR活動などのサポート制度を築き、環境保全活動への協力・支援を行います。
- 自治会や町内会が実施する町内清掃を支援します。
- 「三島の川をきれいにする奉仕活動」や「統一美化キャンペーン」への市民や団体の参加を促進します。
- 環境学習や活動の拠点としてエコセンターや市民活動センターを有効活用します。

2 分かりやすい環境情報を提供します

- 各主体のニーズに合った環境情報や最新情報を掲載したホームページづくりを行うとともに、フェイスブックなど様々なメディアにより、生活環境の測定結果を始めとする環境情報を積極的に市内外に発信します。
- 図書館において関連資料などを収集、提供します。
- 地域環境情報誌の発行を始め、環境ボランティアやNPOによる地域情報の発信を支援します。
- 本市の環境の現状や環境への取り組み状況について分かりやすくまとめた年次報告書を作成し、公表します。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
◇ 地域の環境ボランティアやエコリーダーの活動、学区や自治会など地域単位での活動、河川清掃や環境美化などの環境保全活動に参加・協力します。	●	●
◇ 環境学習や活動の拠点としてエコセンターなどを利用します。	●	
◇ 市がホームページや各種メディアによって提供する環境情報や最新情報を活用します。	●	●
◇ 事業者のCSR活動としての環境保全活動を積極的に行うとともに、環境報告書を発行するなど、事業者自らによる環境情報の提供を行います。		●